

## 平成30年 第1回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

平成30年3月5日（月）午前10時開議

開会の場所

錦江町議会議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

- 1) 事務報告
- 2) 専決処分の報告
- 3) 監査の結果報告
- 4) 所管事務調査結果報告

日程第4 行政報告

- 1) 町長行政一般の事務報告

日程第5 議案第 2号 平成29年度錦江町一般会計補正予算（第7号）について  
（町長提出）

日程第6 議案第 3号 平成29年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第4号）について  
（同上）

日程第7 議案第 4号 平成29年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
（第3号）について  
（同上）

日程第8 議案第 5号 平成29年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別  
会計補正予算（第3号）について  
（同上）

日程第9 議案第 6号 平成29年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）  
特別会計補正予算（第2号）について  
（町長提出）

- 日程第 10 議案第 7 号 平成 29 年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算  
(第 3 号) について  
( 同 上 )
- 日程第 11 議案第 8 号 平成 29 年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第 3 号) について  
( 同 上 )
- 日程第 12 議案第 9 号 錦江町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正  
する条例について  
( 同 上 )
- 日程第 13 議案第 10 号 錦江町公営住宅条例の一部を改正する条例について  
( 同 上 )
- 日程第 14 議案第 11 号 錦江町都市公園条例の一部を改正する条例について  
( 同 上 )
- 日程第 15 議案第 12 号 錦江町神川大滝公園条例の一部を改正する条例について  
( 同 上 )
- 日程第 16 議案第 13 号 錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に  
ついて  
( 同 上 )
- 日程第 17 議案第 14 号 錦江町国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
( 同 上 )
- 日程第 18 議案第 15 号 錦江町地域福祉ふれあい広場条例の一部を改正する条例  
について  
( 同 上 )
- 日程第 19 議案第 17 号 錦江町町長等の給与の特例に関する条例を廃止する条例  
について  
( 同 上 )
- 日程第 20 議案第 18 号 指定管理者の指定について (荒茶加工施設)  
( 町 長 提 出 )
- 日程第 21 議案第 19 号 指定管理者の指定について (福祉ふれあい広場)  
( 同 上 )

- 日程第 22 議案第 20 号 権利の放棄について  
( 同 上 )
- 日程第 23 議案第 16 号 錦江町課等設置条例の一部を改正する条例について  
( 同 上 )
- 日程第 24 議案第 21 号 平成 30 年度錦江町一般会計予算について  
( 同 上 )
- 日程第 25 議案第 22 号 平成 30 年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算に  
ついて  
( 同 上 )
- 日程第 26 議案第 23 号 平成 30 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算に  
ついて  
( 同 上 )
- 日程第 27 議案第 24 号 平成 30 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別  
会計予算について  
( 同 上 )
- 日程第 28 議案第 25 号 平成 30 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）  
特別会計予算について  
( 同 上 )
- 日程第 29 議案第 26 号 平成 30 年度錦江町簡易水道事業特別会計予算について  
( 同 上 )
- 日程第 30 議案第 27 号 平成 30 年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算に  
ついて  
( 同 上 )

## 平成30年 第1回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 平成30年3月5日  
召集の場所 錦江町議会議場

応招（出席）議員	1番	厚ヶ瀬 博文	
	2番	浪瀬 亮祐	
	3番	染川 金治	
	5番	池迫 重利	
	6番	池田 行徳	
	7番	川越 裕子	
	8番	笹原 政夫	
	9番	小吉 昭弘	
	10番	中野 徳義	
	11番	右田 正	
	12番	馬込 守	
	13番	水口 孝俊	
不応招（欠席）議員			

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			
町 長	木 場 一 昭		
総務課長	新田 敏郎	住民生活課長	大寺 和久
政策企画課長	池之上 和隆	観光交流課長	中島 裕二
保健福祉課長	城下 香代子	産業建設課長	久保 清隆
住民税務課長	安田 憲次	農業委員会事務局長	窪 和人
会計課長	上園 ひとみ	教育課長	高崎 満広
建設課長	寺田 貢治	財政管財係長	馬庭 司
産業振興課長	舞原 利博	総務チームリーダー	坪内 裕二郎
職務のため出席した者			
議会事務局長	富尾 俊一		

# 平成30年 第1回 錦江町議会定例会会議録

平成30年3月5日(月) 午前10時00分  
錦江町議会議場

## (開 会・開 議)

水口議長 ただいまから、平成30年第1回錦江町議会定例会を開会いたします。  
これから、本日の会議を開きます。  
ここで、長浜教育長からの本会議欠席の届け出がありました。ご報告いたします。

## (日 程 報 告)

水口議長 本日の議事日程は、あらかじめ配布致しましたので、ご了承願います。

### 日程第1 会議録署名議員の氏名

水口議長 日程第1、会議録署名の議員の指名を行います。会議録し名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番染川君、5番池迫君を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

水口議長 日程第2、会期決定の件を議題といたします。  
本定例会の会期は、本日から3月23日までの19日間にしたいと思っております。  
ご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から3月23日までの19日間に決定いたしました。

### 日程第3 諸般の報告

水口議長 日程第3、諸般の報告を行います。閉会中における事務の概要は、お手元に配布いたしました報告書のとおりでございます。町長から、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分報告書が提出されましたので、写しをお手元に配ってございますので、ご了承願います。平成29年11月9日、12月12日、平成30年1月10日、平成、2月9日実施の例月出納検査結果報告書、平成30年2月13日、14日実施の補助団体等に関する監査報告書が提出されましたので、写しをお手元に配布してございます。ご了承願います。

総務厚生常任委員会が実施いたしました、所管事務調査について、結果について委員長からの報告を求めます。中野総務厚生常任委員長。

[中野総務厚生常任委員長、登壇]

中野総務厚生常任委員長 おはようございます。それでは、本委員会において、所管事務調査を実施したので、その経過と結果について報告いたします。

調査事件といたしまして、国民健康保険新制度の概要について、調査の経過、平成29年8月21日及び平成30年2月16日に、保健福祉課長、保険衛生チームリーダーの出席を求め、「国民健康保険新制度の概要」について、

説明を受けて調査をいたしました。

調査の結果又は概要、今後の国保の財政運営は県が市町村ごとの国保事業費納付金の決定、財政安定化基金の設置・運営等の責任主体となり、町は国民保険事業納付金を県に納付します。また、県が市町村ごとの標準保険税率を算定・公表し、町は標準保険税率等を参考に保険税率を決定し、事情に応じた賦課・徴収を行います。保険給付については、県は必要な費用を全額、市町村に支払い、町は保険給付を決定し、事業に応じた窓口負担減免などを行い、保険事業については、県は市町村へ必要な助言・支援を行い、町は被保険者の特性に応じたきめ細かい事業を実施していきます。改正後の資格の管理は、被保険者が同一都道府県内の他の市町村へ転居した場合には、資格は継続しますが、転居後の市町村において、改めて被保険者証が交付されます。なお、本年8月から新しい保険証に代わるとのことです。事務の効率化については、被保険者等の標準化、修学中の被保険者の特例に係る、取扱いの統一、葬祭費の支給額の統一、高額療養費の多数該当の取扱いの統一、保険税の算定方式の統一などがあげられます。保健給付の適正な実施における今後の取組みについては、レセプト点検の充実強化、療養費の支給の適正化、第三者行為求償事務の取組強化、などが挙げられています。委員からは「今後保険税の算定方式が4方式から3方式に変わった場合、仮算定の段階で1,300万程度減少してくるとのことである。それをカバーするためには税率の変更等、施策を検討していかねばならないが、今後は特定健診・特定健康指導の実施率の向上、メタボリックシンドロームの対策としての若年層への周知広報の強化、健康意識向上のための若い世代への健康づくりに関する普及啓発、重複受信者、重複服薬者に対する取組強化など、医療費の適正化への取組が重要となってくる。」などの意見が出されました。

次に、調査事件でございますけれども、肝属郡医師会立病院の現状と今後の方向性についてでございます。

調査の経過、平成29年8月21日、総務課長、総務チームリーダー、財政担当係長、保健福祉課長、保険衛生チームリーダーの出席を求め、「肝属郡医師会立病院の現状と今後の方向性」について、説明を受けて調査しました。

調査の結果又は概要、少子高齢化に伴う病院の機能・規模の適正化及び病院の建物の老朽化による今後の病院の基本構想を策定するための肝属郡医師会立病院基本構想策定委員会が平成28年6月に設置され検討されてきたもので、現病院は昭和56年開設、旧館が築35年、新館が築25年で、現在、病床数197床、診療科目14科、1日平均患者数の入院が163.3人、外来87.3人となっております。現病院は強みとして錦江町、南大隅町両町で急性期病院は医師会のみ、老健の併設、弱みとしては施設の老朽化・狭わい化、それから診療単価が低いことなどが、説明がありました。このようななかで、新病院の経営の方向性として、急性期と需要増が見込まれる回復期に焦点を当てた地域密着型の医療提供、医療と介護事業の地域拠点施設としての機能造成、生活支援のリハビリ、生活自体を支援する仕組みづくり、自治体病院並みの支援を受けられるような建替え資金確保などが挙げられております。そのほか課題整理として、両町の将来推計人口、将来推計患者数、医療施設、それから医師の高齢化、職員数、病院の経営状況などの説明がありました。今後、医師会立病院の在り方について整理すると、肝属郡医師会立病院の経営・財政・主体性の方向性、錦江町・南大隅町両町の施設を含め、地域医療に対する考え方、住民説明会等による情報の共有などが挙げられております。

現在、「肝属郡医師会立病院建替えに関する要望書」が出ております。今後この問題については本委員会だけでなく、全議員で取組んでいくことに、決定いたしましたので報告いたします。

それから、与論町でございます。

調査日が平成30年1月16日、調査目的が与論町クリーンセンター美ら島について、調査内容といたしまして、与論クリーンセンター美ら島は、旧清掃センターの老朽化に伴う処理能力の限界から建替えが必要となり、平成24年度に基本計画を策定し、平成27年度から平成28年度に建設、平成29年4月に供用開始となりました。この施設は、地上3階建ての日本初となる鉄骨造りの焼却施設で、1日8時間に約8トンの焼却処理能力を有し、塩害・台風に強く、見学ホールが災害時の避難場所ともなっております。廃棄物の衛生的な処理だけでとどまらず、観光や環境学習などの拠点としても期待をされている

ようでございます。

与論町では、「3R運動」リデュース（排出抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を基本として、ゴミ処理問題を最重要課題としてとらえております。「3R運動」の推進については、クリーンセンター、リサイクルセンター及び一般廃棄物最終処分場の延命化を図るとともに、循環型社会の形成に努力されていることが、強く感じられました。

以上で報告を終わります。

[中野総務厚生常任委員長、降壇]

水口議長

文教産業常任委員会が実施いたしました、所管事務調査の結果についてを委員長から報告を求めます。池迫文教産業常任委員長。

池迫文教産業常任委員長

はい、5番。

[池迫文教産業常任委員長、登壇]

おはようございます。本委員会において所管事務調査を実施したので、その経過と結果について報告します。

調査事件、オリーブ栽培について、調査の経過、平成29年11月29日に、日置市において、日置市産業建設部農林水産課参事兼オリーブ推進係長から、オリーブ導入の経緯等について説明を受けた後、日置市オリーブ実証圃場にて、現地調査を行いました。

平成30年2月15日に調査内容の確認と、調査の取りまとめを行いました。

調査の結果又は概要、日置市では、地域活性化や産業振興を官民で推進するために、平成24年5月に鹿児島銀行と包括的業務協力協定を締結し、その中で産業創出としてオリーブ6次産業化が提案され、日置市オリーブ構想が策定されました。その後、平成25年7月に野村グループとオリーブ事業に関する業務協力協定を締結し、鹿児島銀行を含む3者で6次産業化に向けて取り組むこととなり、生産は日置市が、加工・販売は鹿児島銀行と野村グループで行い、推進しています。市では、平成25年度から本格的に栽培を始め、現在、東市来で1千本を実証栽培しています。また、平成27年度から市民への2分の1の苗木購入補助を行い、平成27年度に1,674本、平成28年度に1,102本植栽し、最終的には50ヘクタール2万本を目標としているとのことです。10アール当たりの植え付け本数は、縦横5メートル間隔で40本であり、苗木の単価は1本約3千円、福岡県の田主丸から購入しているとのことです。ちなみに、日本一の生産地である香川県の小豆島は、苗木は島外には出さないとのことです。10アール当たりの収穫目標は1本あたり5キログラムから10キログラムであり、反収は1キログラム当たり800円で16万円から32万円とのことです。収穫量は平成28年が60キログラム、平成29年が95キログラム、平成30年は500キログラムを目標としているとのことです。

販売部門では、平成27年2月にオリーブ専門店「ビゴレ」をオープンし、イタリアとスペインにある「日置オリーブ農園」から送られてくるオリーブオイルを販売し、良質なオリーブオイルの普及と販路開拓に取り組んでいます。

委員から、「使っている品種はどれくらいあるか。」との質疑に「オリーブは世界中では3,000品種ぐらいがあり、日置市では16品種を試験的に栽培し、木の成長、花のつき方などから、花実のなるのは遅いが木の成長が早いイタリア産のフランドイオとレッチーノ、花実がなるのは早いスペイン産のワロとアルベキーナの4品種を平成27年度から市民に配布している。当分の間は、この4品種を主にやっていく。」「植栽する際の土壌づくりはどうやるのか。」との質疑に「直径1メートル、深さ50センチメートルの穴を掘り、堆肥と肥料を混ぜて埋め戻す。2月にこの作業を行い、3月に植付け作業を行う。」「霜、寒さは大丈夫か。」との質疑に「霜、寒さについては大丈夫である。逆に寒さがないと花芽分化を起こさない。だから、離島では花は咲きません。」「錦江町に例えば1ヘクタールほど植えたが、産地化ができない場合買い取りはしてもらえるのか。」との質疑に「当然買い取りはする。日置オリーブにせよ鹿児島オリーブにしたのは、まずは日置市で成功させ、県内に広めていきたいためである。収穫してから24時間以内に搾汁するので、時間的な制限が

ある。また、日置市が指定する品種であることも条件となる。」「収穫の仕方はどうするのか。」との質疑に「栽培者の氏名、栽培者の名前、連絡先、品種を記録し、熟度が違うので、この品種はいつ頃持ってきてくださいというようをお願いしていきたい。」等が出されました。

今回の調査については、昨今の、担い手不足等の増加による耕作放棄地の解消対策として、オリーブ栽培も、施策の一つではないかとの発想からでありました。

オリーブは寒さには強いが、根の張り方からして風に弱いので植栽にあたっての台風対策、また、収穫からの搾汁までの時間など輸送に関する問題等、新規作物導入として普及していくには困難な問題が多くあると感じたところですが、今後の日置市の動向については、本年から収穫も多くなるようですので、これからも情報を得ていくことを確認したところであります。

次に与論町で所管事務調査を行いましたので、報告をいたします。

調査日、平成30年1月16日火曜日、調査目的、与論町堆肥センターについて、アテモヤ栽培について、調査内容、与論町堆肥センターは、平成15年度から平成17年度にかけて堆肥舎、天日干場、トラックスケール、管理棟などが整備され、平成19年度には堆肥熟成庫が整備され、堆肥の製造が行われています。堆肥製造工程は、原料搬入、天日干し水分調整、攪拌の後20日間堆積、この工程を5ヶ月ほど繰返して、完熟堆肥が出来上がりますが、平成27年度では、3,902トンの堆肥のうち、完熟は695トンとなっております。原料の回収農家戸数は当初95戸で始まり、平成24年度では204戸、平成27年度は218戸となっており、子牛価格の高騰による、年々増加傾向にあるとのことであります。原料の受入状況は、平成17年度3,339トン、平成24年度7,971トン、平成27、27年度1万727トンと年々増加しており、仕入価格は税抜き1トン当たり水分量60パーセントで500円、70パーセントで250円、80パーセントで0円となっておりますが、現金では支払われず、堆肥で返す糞貯の形がとられています。販売価格はフレコンバック1トンが1万800円、袋詰め1袋15キログラムが376円となっており、近年、島外への販売も増えているとのことです。

堆肥センターの運営状況については、平成28年度の決算は、約2,630万円で、うち一般財源は約1,350万円となっており、畜産農家への堆肥利用の推進や、約5ヶ月かかる完熟堆肥の製造期間の短縮のための、機械導入も検討していかなければならないとのことです。

アテモヤは亜熱帯性果樹で、糖度20パーセントを超える強い甘みがあり、ジュースでクリーミーな食感は「森のアイスクリーム」とも呼ばれています。国内では、与論島や沖縄で栽培されており、ビニールを張る必要はありませんが、枝が折れやすいため、防風ネットを張ったビニールハウスや平張施設で栽培されることが多く、風当たりが弱い場所では、路地でも大丈夫とのことであります。収穫後は必ず枝を切り剪定し、2回目の剪定から4から5ヶ月で収穫期を迎えるので、剪定時期をずらすことで収穫時期を調整できるようです。収穫後がすぐには食べられませんので、常温で1週間ほど追熟させます。収穫時は、1個300から600グラムで5から8個ずつ箱詰めされ、1キログラム3,200円程度で出荷されているとのことです。

亜熱帯性ということで、本町での栽培となると施設が必要となり、導入についてはなかなか難しいと感じられたところであります。

以上で報告を終わります。

[池迫文教産業常任委員長、降壇]

水口議長

これで、諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 行政報告

水口議長

日程第4 行政報告を行います。町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。木場町長。

木場町長

はい。

[木場町長、登壇]

木場町長

皆さん、おはようございます。本日は、3月定例議会を召集いたしましたところ、全議員の皆様にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

私が就任いたしました12月20日以降の行政報告に、記録につきましては、配布いたしました資料のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思ます。

12月28日、仕事納め式を行い、夕方より消防団年末警戒巡視を行いました。

2月12日の振替休日の日でありましたけれども、東京プリンスホテルにて鹿児島県人会賀詞交歓会があり、出席してまいりました。総勢520名の参加者がありまして、来賓といたしまして、鹿児島県知事をはじめ、県内の市町村長約20名も出席をされておりました。錦江町出身の参加者の中には、三遊亭歌之介師匠をはじめ、錦江町の16名の参加者も出席しておられました。各市町村のPR或いは特産品のプレゼントなどが行なわれまして、本町からは焼酎とふるさと納税の返礼品を数点、提供致したところであります。町内出身者などにもふるさと納税の説明などをしたところでありますけれども、意外と知らない方が多いようでした。

また、2月24日、城山観光ホテルで、錦江町ファン感謝祭の第1回目を行ないまして、包括連携協定を締結しております鹿児島純心女子短期大学の関係者の皆さんを主に、本町との関わりのある約400名の方々が参加して盛大に行われたところでございます。三反園知事をはじめ、柴立県会議長、商工労働水産部長、大隅地域振興局長なども参加をいただきました。

これらの2つの事業は、錦江町との関係を深めていくうえでは大きな効果が期待できるのではないかというふうに思っております。現在、移住定住、或いは交流人口を増やすために様々な取組を行っておりますけれども、まずは錦江町との関係を持つこと、関係人口と俗に申しておりますけれども、このように関係人口を増やしなが、ふるさと納税或いは特産品販売への展開を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上で、行政報告とさせていただきます。

[木場町長、降壇]

水口議長

これで行政報告は終わりました。

## 日程第5 議案第2号

水口議長

日程第5、議案第2号・平成29年度錦江町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第2号・平成29年度錦江町一般会計補正予算（第7号）について、説明を申し上げます。

平成29年度錦江町一般会計補正予算（第7号）につきましては、補正総額1億675万6千円の増額で、累計は64億3,259万6千円となったところであります。

今回の補正は、歳出では、国の補正予算に関わる大原小学校及び田代中学校の非構造部材耐震化事業1億507万5千円、町有施設整備基金元金積立1億4,501万4千円が主なものでありまして、その他事業執行に伴う過不足の調整を行ったところであります。

歳入につきましては、町税3,058万9千円、小中学校非構造部材耐震化事業に関わる防災機能強化事業補助金1,220万7千円及び義務教育施設整備事業債9,280万円が主なものであります。

議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長	これから、質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入1款「町税」から20款「町債」までと、歳出1款「議会費」から11款「災害復旧費」まで、第2表「繰越明許費補正」及び第3表「地方債補正」までを一括として質疑を行います。質疑ありませんか。
7番川越議員	7番。
水口議長	はい、7番川越君。
7番川越議員	2点程、お伺いをいたします。資料は32ページですが、4款1項5目「環境衛生費」の合併槽の浄化槽設置の補助金でございますが、これについての実績をお伺いいたします。それと、もう一点は、39ページ、8款4項1目「港湾建設費」の中に、海岸の老朽化に対する、この負担金が入っておりますが、これは恐らく山之口海岸の件と思いますが、現在、山之口海岸の工事については、29年度実績を含めて、どのような状況であるのかを、お聞きしたいと思います。以上です。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	それぞれ担当課長に説明させます。
水口議長	はい、住民課長。
安田住民税務課長	ただ今のご質問にお答えいたします。 合併浄化槽の実績なんですが、今、2月末現在で、31基設置届が出されており、補助金も31基、支給されて、支給決定がされております。はい、もう1回申し上げます。2月末現在の実績で、31基申請が為されて、交付決定をしております。それ以降については、多分、設置届のですね、状況に応じて支給はされておると考えております。
水口議長	はい、建設課長。
寺田建設課長	お答えいたします。 山之口海岸の堤防等の関係でございますが、今回の補正につきましては、当初、3千万の事業費ということで、計上さしておりましたけれども、今回、3,300万の増ということで、増の用途につきましては、テトラポットがもう底を尽きてしまったということで、次年度以降の対策として、そのテトラポット製作に充てるというふうに聞いております。 今後の展望でございますけれども、現在、30年度の負担金につきましては、予算委員会等でまた説明は申し上げますが、恐らく9千万程、29年度の、大体、単純に3倍程という話で予算計上を計画しているところでございます。以上です。
水口議長	はい、7番川越君。
7番川越議員	はい、まず合併槽の問題でございますが、この分については、非常に、実態を捉えると言いますか、なかなか予測ができないのだというふうに思っているんですが、当初予算2,416万で、1千万を今回補正で減額にされるというようなことだというふうに承知しておりますが、これについては、国県の補助金等も対応になりますので、もうちょっと、こう緻密な、難しいのかなとは思いますが、予算に添える、予算に沿うと言うか、結果に沿うというのはもちろんおかしいんですが、もうちょっとこう基礎的な物の計上が、予算の計上をすべきではないのかなあというふうに考えております。当初、2,400万で、1千万の減ということになると、半分の実績ということになります。この実績についても、なかなか捕えがたいのではありますけれども、もうちょっと現状把握と言いますか、そういう予測はできないものかというふうに考えております。

それともう一点、港湾の件については、当初で9千万ぐらいの補助が付くということで、馬場地区の海岸は、ご覧のとおり、非常に、陥没もあったり、それから、堤防等も空洞化が進んでおります。そこで、町長、私、一つお願いがあるんですけども、いろんな会合、中央の会合にお出かけになると思います。馬場地区海岸をご覧になったと思いますが、非常に空洞化も進み、あの堤防が決壊した場合には、馬場地区の一带が、水浸しになるというか、被害が非常に、強く大きな災害が起こるのではないかというふうに予測がされるところです。そこで、いろんな県とか国との交渉等にですね、この馬場地区の海岸をもうちょっと早めに補修を完了していただくような申し入れも、また、していただかなければならないというふうに考えておりますが、如何ですか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

私が就任する前から、そういう話は、ちょっと伺っておりました。地元出身の県会議員或いは大隅地域振興局とも、以前からこのことについては協議が為されているやに聞いておりますので、引き続き、もうちょっと早めに対応ができないかということ、改めて、また働きかけていきたいというふうに考えております。

水口議長

はい、合併槽について、はい住民課長。

安田住民税務課長

国県の補助につきましては、国が3分の1、県が3分の1、町の方も3分の1あるんですけども、毎年ですね、当初におきまして、50基程計上いたしております。で、昨年度の実績がですね、44基ございます。で、今年が31基程度なんですけれども、恐らくですね、29年度から町外業者につきましては、補助率の、5万円程、単独と普通の切り替えで、併せて10万円なんですけど、その部分について、町外業者の営業活動が鈍ったんじゃないかと、一応、考えております。

水口議長

よろしいですか。

7番川越議員

はい、結構です。

水口議長

他に質疑ございませんか。

2番浪瀬議員

はい、2番。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

はい、不動産売払収入で間伐材の売上げがですね、543万円、これは一昨年の台風の風倒木入ってるんですか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

産業振興課長に答弁させます。

水口議長

はい、産業振興課長。

舞原産業振興課長

浪瀬議員のご質問にお答えいたします。  
これについては、一応、昨年台風災害の分も含めて、総体でですね、24万8,695立米、一応、売払いをしたところでございます。

2番浪瀬議員

はい。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

まだ風倒木は大分ありますか。

水口議長	はい、産業振興課長。
舞原産業振興課長	今、今年やった分で、大分整理はできているんですけども、まだ行き届かない部分があると思いますので、また今後、調査をしたいと思います。若干はあると思います。
水口議長	よろしいですか。
2番浪瀬議員	オッケーです。
水口議長	はい、他に質疑ありませんか。
11番右田議員	11番。
水口議長	はい、11番右田君。
11番右田議員	おはようございます。歳入の件で、寄付金のふるさと納税だと思いましたが、600万補正がされておりますけれども、今後、来年度以降に向けて町長の考え方を伺いますが、まだ、今後は伸びる予想にしているのか、どういうふうにトップセールスを持っていく考えなのかを伺います。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	ふるさと納税につきましては、平成28年度、29年度、比較しますと、大分減ってきております。これは、もう皆さんご存知かと思いますが、総務省がふるさと納税の返礼品率を30パーセント程度以下に下さい、或いは電化製品はだめですよとか、そういうような指導が為された結果の表れじゃないかなと思います。一方、総務省のそういう指導に従わず、相変わらず50パーセントの返礼品率、或いはいろんな電化製品等を返礼品として未だに提供をしている自治体もあるようです。そういうところは、依然として高額のふるさと納税としての寄付を受けているようでありまして。本町としては、基本的には、国の指針に従うべきではないかなあというふうに考えております。で、先程の行政報告でも申し上げましたけれども、正確には調べておりませんが、錦江町に3,600万円程度のふるさと納税があるんですが、このうちの大部分は錦江町とほとんど関わりがなくて、ただ、返礼品の品物を調べたうえで、ふるさと納税をされている方が結構いるんじゃないかなあというふうに考えます。今後はですね、返礼品率ではなくて、先程も申し上げましたとおり、錦江町と関わりがある人達、こういう人達に本町の実情を訴え、錦江町はふるさと納税の寄附条も設置してございまして、将来の子ども達の夢を実現するためにふるさと納税を使っていくという方針も決めてありますので、そういう実情を説明しながら、錦江町と関わりのある町人会とか、そういう方々を中心にふるさと納税の働きかけをしていきたい。そうすることによって、確実にふるさと納税を増やしていきたいというふうに考えております。これにつきましては、私だけでなく職員、議員、町民の皆さん全体に働きかけを掛けてふるさと納税を増やしていきたいなあと、税収を100万上げるのには相当な苦労がかかりますけれども、ふるさと納税は、普及の仕方によってはもっとふるさと納税額を増やすことは可能ではないかなあというふうに考えております。以上です。
11番右田議員	はい、11番。
水口議長	はい、11番右田君。
11番右田議員	返礼品の話が出ましたので、返礼品を特産品協会とか、いろんな地場産業の育成とかを考えてみますと、今後、このふるさと納税の返礼品を、また新しい方向性を見つけて、何か特産品を来年度以降は考えられているのか伺います。
水口議長	はい、木場町長。

木場町長	政策企画課、それから観光交流課辺りも、今ちょっと提案をしております。今、一つの商品だけしか返礼品としておりませんが、幾つかの返礼品をセットで、例えば同じ品物を3千円相当分だけ返礼するのではなくて、3つの品物を、千円、千円、千円分を3種類、セットとして返礼品として考えると、或いは農家民泊とか、そういうのを新たな返礼品の品目に加えたり、町内で生産している産物を新たに返礼品用の産物として開発していただきたい、そういうお願いもしたいというふうに考えております。
11番右田議員	はい、最後です。11番。
水口議長	はい、11番右田君。
11番右田議員	今年、明治維新150年、それと大河ドラマ「西郷どん」、鹿児島県が、今、一所懸命力を入れてくれている観光で、今後、本町が観光の拠点となって考えているような政策・施策があるのか、最後に伺います。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	明治維新150周年、西郷どんの関係で今年は鹿児島県が脚光を浴びるということは十二分に予想されております。隣町の佐多岬の整備も本年の早いうちに完成するやも聞いております。錦江町単独でいろんな誘致をするっていうのは非常に厳しいと思いますので、大隅地域の連携、或いは南大隅町と両町で取組をしている広域的なそういう観光協会を通じながら1人でも多くの客が、わざわざ錦江町だけを目指してくるお客さんというのは、なかなか掴みにくいと思いますので、国道269号線を利用する観光客を如何にして錦江町で足を止めていただくか、そういうことを中心に考えていただきたいと思います。補足的なことは観光交流課長に答弁させます。
水口議長	はい、観光課長。
中島観光交流課長	はい、今の質問にお答えします。 今の、町長が答弁されましたとおり、本年度、30年度におきましてですね、広域的なDMO観光協会みたいなのを立ち上げて、広域的な形での入込を図っていく予定でおります。また、錦江町単独といたしましてもですね、佐多岬等の整備、雄川の滝等がですね、評判が高まってきておりますことから、神川大滝等を中心としたですね、整備を進めていき、入込客を増やしたいと考えているところでございます。以上です。
水口議長	他に質疑ありませんか。
6番池田議員	6番。
水口議長	はい、6番池田君。
6番池田議員	はい、ページ数は37ページ、観光費のことですが、観光地のWiFiの設備ですね、これ、現状、進捗率とかどれぐらいなのか、花瀬公園とか神川大滝とか錦江町には、ほんと他にも誇れる観光名所があるわけですが、WiFiのこれをお聞きいたします。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	観光交流課長に答弁させます。
水口議長	はい、交流課長。
中島観光交流課長	はい、ただ今の質問にお答えいたします。 今回ですね、神川大滝公園、また神川のキャンプ場、後、花瀬の石畳一帯をですね、地域振興推進事業、県の2分の1事業を使いまして、WiFiの整

備を行なっています。それで、今のところ、ほぼ完成をいたしておりまして、この目的といたしましては、当然、今、SNS等ですね、発信する情報提供というのがございますが、動画等を容易に発信できる環境整備を行っております。また、インバウンド、外国人客もですね、年々増えてきておりますので、広域的にも外国人をターゲットに絞った民泊等も進んでおりますので、その辺も視野に入れた形での整備を行っていく予定でございます。以上です。

6 番池田議員

はい、6 番。

水口議長

はい、6 番池田君。

6 番池田議員

はい、今申された、そういう有名なところもありますが、後一つ、田代の奥花瀬のですね、ニジマス釣り場、そうめん流しがあるんですが、あそこは、またほら、県の整備が入ると思うんですが、どうしても携帯電話の電波が弱いところでございますので、やっぱり今後、やっぱりあそこの電波の弱いところをですね、改修するのに行政としてどのような手立てを考えておられるのか伺います。

水口議長

はい、交流課長。

中島観光交流課長

奥花瀬につきましても、平成30年度において、ワイファイの整備を行う予定でございます。以上です。

水口議長

よろしいですか。

6 番池田議員

はい。

水口議長

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

はい、質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第2号・平成29年度錦江町一般会計補正予算（第7号）についてを採決いたします。

お諮りします。議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第2号・平成29年度錦江町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決されました。

## 日程第6 議案第3号

水口議長

日程第6、議案第3号・平成29年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第3号・平成29年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、説明申し上げます。

平成29年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）については、補正額は歳入歳出それぞれ8,469万5千円を減額し、累計は15億9,375万5千円になったところでございます。

今回の補正は、歳出では、保険給付費の一般被保険者療養給付費を5,16

3万円、共同事業拠出金の高額医療費共同事業拠出金を1,235万7千円、保険財政共同安定化事業拠出金を2,231万7千円など、それぞれ減額し、保険給付費の退職被保険者等療養給付費を628万4千円、高額療養費を100万円、それぞれ増額したところでございます。

歳入につきましては、国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税を795万4千円、療養給付費等交付金1,101万3千円など、それぞれ増額し、国庫支出金の療養給付費等負担金1,492万4千円、普通財政調整交付金を5,458万4千円、共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金を2,424万7千円など、それぞれ減額したところでございます。

議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入1款「国民健康保険税」から11款「諸収入」までと、歳出1款「総務費」から8款「保健事業費」まで、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第3号・平成29年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

お諮りします。議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第3号・平成29年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第4号

水口議長

日程第7、議案第4号・平成29年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第4号・平成29年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について、説明申し上げます。

平成29年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）については、補正額は歳入歳出それぞれ164万6千円の減額で、予算総額は1億2,842万9千円になったところでございます。

今回の補正は、歳入については、平成29年度保険基盤安定負担金の減額による一般会計繰入金の減額が主なものでありまして、歳出につきましては保険事業費の健康診査委託料及び人間ドック委託料の減額が主なものでございます。

議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行ないます。

第1表歳入歳出予算補正の、歳入1款「後期高齢者医療保険料」から5款「諸収入」までと、歳出1款「総務費」から4款「諸支出金」まで、一括して質疑

を行ないます。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから、討論行ないます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第4号・平成29年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。  
お諮りします。議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第4号・平成29年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第5号

水口議長

日程第8、議案第5号・平成29年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてを、議題といたします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第5号・平成29年度錦江町介護保険事業（保健事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について、説明申し上げます。  
平成29年度錦江町介護保険事業（保健事業勘定）特別会計補正予算（第3号）については、補正額は歳入歳出それぞれ1,436万5千円を減額し、累計は12億9,685万5千円となったところであります。  
今回の補正は、歳出では、介護保険、介護サービス費、包括的支援事業、任意事業費の減額が主なものでありまして、その他事業執行に伴う過不足について調整を行うものであります。  
歳入につきましては、支払基金交付金、基金繰入金の減額が主なものでございます。  
議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行ないます。第1表歳入歳出予算補正の、歳入1款「保険料」から、9款「諸収入」までと、歳出1款「総務費」から、5款「諸支出金」まで、一括して質疑を行ないます。質疑ありませんか。

7番川越議員

7番。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

はい、資料は12ページですが、4款3項2目「任意事業費」について、その中の福祉介護手当が50万程減額になっております。当初予算45人で324万円の予算計上であったと思いますが、今現在は何人が対象でございましょうか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

保健福祉課長に答弁させます。

水口議長	はい、保健福祉課長。
城下保健福祉課長	ただ今のご質問にお答えいたします。 当初の予定と変わらずに、増減繰り返しながら、ただ今も45人に支給をしております。
水口議長	はい、7番川越君。
7番川越議員	支給内容に触れてくださいませんか。
水口議長	はい、保健福祉課長。
城下保健福祉課長	対象者につきましては、介護保険の事業の方から支出している方は、介護度が3以上の方、また、介護度、要介護2の方で認知症の程度がですね、2Bという判定がございます。そこ以上でございますれば、月々6千円の介護手当を、看てらっしゃる方へ支給しております。また、これはショートステイをされたりとか入院をされたりとかということがございますので、毎月の在宅が10日までは良いんですが、11日を超える入院、ショートステイがございましたら支給ができないということで、支給月に調査をして支払いをしております。以上です。
7番川越議員	3問目、すみません。
水口議長	はい、7番川越君。
7番川越議員	自宅でですね、認知症、或いは寝たきりと、そういった方々を介護されるというのは非常に負担でございます。当初、錦江町は月5千円であったものが、今、6千円というような形で支給をしていただいております。郡内においてもですね、7千円とか1万円というような、高額と言いますか、錦江町以上にですね、手当を、支払いをしていただいている市町もあるわけです。そこで、木場町長如何でしょうか。6千円ではなくて、できるならば、これを7千円、或いは8千円というような形でご検討願う考えはないでしょうか。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	はい、在宅で介護をするっていうのは非常に大変だということも認識しております。仮に施設に入所なりすることになりますと、当然、家族の負担、町や国の負担も当然伴います。そういうことを総合的に考えますと、在宅で、そういう手当が6千円とか云々という話がありますけれども、見直しをしても良いのかなというふうに個人的には思っておりますが、いろんな関係機関、或いは住民の方々の意見、そういうのを聞きながら、また再度検討させていただきたいというふうに考えております。
水口議長	他に質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
水口議長	これで質疑を終わります。これから、討論行ないます。討論ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
水口議長	討論なしと認めます。 これから、議案第5号・平成29年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてを、採決いたします。 お諮りします。議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 異議なしと認めます。したがって、議案第5号・平成29年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定、可決されました。

#### 日程第9 議案第6号

水口議長 日程第9、議案第6号・平成29年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長 議案第6号・平成29年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について、説明申し上げます。  
平成29年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）については、予算総額888万5千円に変更はなく、歳入のケアプラン作成収入9万1千円を減額し、一般会計繰入金9万1千円を増額するものでございます。  
議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長 これから、質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入1款「サービス収入」及び2款「繰入金」を、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 討論なしと認めます。これから、議案第6号・平成29年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。  
お諮りします。議案第6号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第6号・平成29年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第7号

水口議長 日程第10、議案第7号、平成29年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを、議題といたします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長 議案第7号・平成29年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、説明申し上げます。  
平成29年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、補正額は歳入歳出それぞれ42万7千円を増額し、累計は1億3,562万円となりました。  
今回の補正は、歳出では役務費40万2千円及び委託料30万円のほか賃金、

旅費、負担金、使用料、備品購入費を減額し、需用費95万6千円、基金積立金35万4千円及び共済費を増額いたしたところでございます。

歳入につきましては、利子及び配当金と預金利子を減額し、水道使用料（滞納繰越分）27万4千円及び手数料16万4千円のほか雑入を増額いたしたところでございます。

議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行ないます。第1表歳入歳出予算補正の歳入1款「事業収入」から7款「諸収入」と、歳出1款「総務費」及び3款「基金積立金」を一括して質疑を行ないます。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから、討論を行ないます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第7号・平成29年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを、採決いたします。

お諮りします。議案第7号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第7号・平成29年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定、可決されました。

#### 日程第11 議案第8号

水口議長

日程第11、議案第8号・平成29年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第8号・平成29年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、説明申し上げます。

平成29年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出それぞれ3万3千円を増額し、累計は3,131万6千円になりました。

補正予算の主なものは、歳入は、滞納繰越分の使用料及び督促手数料等の増額と基金繰入金の減額であり、歳出は、過不足の調整を行ったものです。

議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。第1表歳入歳出予算補正の歳入1款「事業収入」から5款「繰入金」と、歳出1款「総務費」を一括して質疑を行ないます。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから、討論を行ないます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 討論なしと認めます。これから、議案第8号・平成29年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを、採決いたします。  
お諮りします。議案第8号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長 異議なしと認めます。したがって、議案第8号・平成29年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

水口議長 ここで、はい、休憩に入ります。15分から会議を開きます。

休 憩 午前11時06分

再 開 午前11時15分

水口議長 はい、休憩を閉じて会議を開きます。

### 日程第12 議案第9号

水口議長 日程第12、議案第9号・錦江町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

〔木場町長、登壇〕

木場町長 議案第9号・錦江町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。  
国民健康保険法の一部改正に伴う組織の名称変更と、平成29年度人事院勧告及び鹿児島県最低賃金の引上げ改定に伴う非常勤職員の報酬額を整理するため、本条例案を提案するものでございます。  
議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

〔木場町長、降壇〕

水口議長 これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長 質疑なしと認めます。これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長 討論なしと認めます。これから、議案第9号・錦江町報酬及び費用弁償に、弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決いたします。  
お諮りします。議案第9号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長 異議なしと認めます。したがって、議案第9号・錦江町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第10号

水口議長 日程第13、議案第10号・錦江町公営住宅条例の一部を改正する条例につ

いて議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第10号・錦江町公営住宅条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

単身者の公営住宅入居資格について、55㎡以下の要件を廃止し、町内全ての公営住宅に居住できるようにするため、本条例案を提案するものであります。議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第10号・錦江町公営住宅条例の一部を改正する条例についてを、採決いたします。

お諮りします。議案第10号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第10号・錦江町公営住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第11号

水口議長

日程第14、議案第11号・錦江町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第11号・錦江町都市公園条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

都市公園法施行令の改正に伴い、運動施設の敷地面積の都市公園の敷地面積に対する割合上限を定めるため、本条例を提案するものであります。

議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第11号・錦江町都市公園条例の一部を改正する条例についてを、採決いたします。

お諮りします。議案第11号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

ませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第11号・錦江町都市公園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

水口議長

#### 日程第15 議案第12号

日程第15、議案第12号・錦江町神川大滝公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第12号・錦江町神川大滝公園条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

指定管理者への委託期間をその事業者の経営状況により柔軟に変更することにより、受託希望事業者の長期的負担を軽減したいため、本条例を提案するものであります。

議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行ないます。質疑ありませんか。

2番。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

はい、前されてた指定管理者が撤退をされて、軽減するということですね、良いことだとは思いますが。そういうなかで、軽減した場合に受託希望事業者があるようなのか、あと一ヶ月もすれば桜の季節で、やはり入込客も多いと思うんですが、その辺は、何かそういうことで目途は立ってるんですか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

はい、募集はしているんですけど、正式に応募者は、今まだ無いようです。幾つかの事業者には要請ないしあたっていているような状況ではありますので、詳細については観光交流課長に説明させます。

水口議長

はい、観光交流課長。

中島観光交流課長

はい、ただ今の質問にお答えいたします。

昨年度末、11月の29日から12月の8日で第1回目の公募を行いましたところ、指定管理部分、普通貸付部分につきましてもですね、手を挙げて希望者はいらっしゃいませんでした。で、今回、第2回目ということで3月の段階で、今のところ、次の広報に掲載される予定でございますが、3月の16日から3月の22日に掛けて、もう一回公募を行う予定でございます。今、町長が申されましたところ、町内外含めてですね、数件問い合わせがある状況でございますので、当然、この3年以内という形で条例を改正いたしまして、その事業者の提案、利用計画等をみながら、決めたいなと思っております。以上です。

2番浪瀬議員

はい、2番。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2 番浪瀬議員 はい、仮にですよ、公募があつて、うまくいけば一番良いことなんですが、やっぱいネックはですね、冬場だと思うんですが、さっきも言いました桜からそうめん流しが済む10月の頃までの期間限定という形で、こう、いない時は再度公募をするというような考え方はないですか。

水口議長 はい、木場町長。

木場町長 過去の運営経過からみますと、8月から9月までは黒字で運営をされているようでありまして。先程、課長の方からもありましたとおり、冬場の運営が大きな、このネックになっているのではないかなあと。で、今回、再度公募をしますんで、もし応募者がいらっしゃいましたら、そこら辺の実情、或いは考え方を詳細に聞いて、場合によっては、基本的には年間を通じて営業してもらってのが本来の建物の目的でありますので、そこら辺については、また応募の結果、内容等を通じて、また議会にも相談したり、或いは応募者の皆さんと、協議をしながら、なるべくより良い形で選定できるように進めていきたいと考えております。

2 番浪瀬議員 はい、了解です。

水口議長 よろしいですか。

2 番浪瀬議員 はい。

1 1 番右田議員 1 1 番。

水口議長 はい、1 1 番右田君。

1 1 番右田議員 予算委員会のなかで聞こうと思っておりましたけれども、いい質問が出ましたので、前町長じゃなくて元町長の、私の意見としましては、負の財産というような格好で大滝公園、トロピカル、いろんな面があると思っておりますけれども、今後の町長の考え方としまして、これはずっと継続していかれるのか、その辺の考えをお聞かせください。

水口議長 はい、木場町長。

木場町長 いずれの施設も国の、国県の補助事業、或いは起債を借り造っている事業でございますので、即やめるとなると、補助金返納、起債の繰上償還、いろんな問題が発生してくるであろうと思っております。そこら辺も勘案しながら、それ以外にも収支的にうまく運営されていない公的な施設っていうのもございますので、そこら辺につきましては平成30年度、本年度中にいろんな意味で皆さんとの意見を討論をしながら、今の神川大滝公園の管理も含めて、募集もしますので、そういう状況をみながら、また皆さんと協議をしていきたいなというふうに考えております。現在のところは、取り壊さないし廃業するということは、国県との補助金、或いは起債関係がありますので、即廃止ということは今のところ考えてはおりませんし、そうすることは、現段階では非常に、ちょっと難しいかなというふうに考えております。

1 1 番右田議員 議長、1 1 番。

水口議長 はい、1 1 番右田君。

1 1 番右田議員 継続するような考えですけれども、今の基金の、みてみますと、今が最高の預金高だと思うんですよ。これからずっと、また減っていきますから、良い時期に見切りをつける必要があると思っておりますので、その辺の決断を木場町長は、この一期目の任期内に結論を出された方がいいと思っておりますけれどもその辺はどうですか。

水口議長 はい、木場町長。

木場町長	その選択肢も含めて任期の期間中に検討を進めていきたいと思います。結論はどうなるか現段階では分かりませんが、そういう選択肢も、右田議員がおっしゃる選択肢も含めて検討をさせていただきたいと思います。
11番右田議員	はい、了解。
水口議長	はい、他に質疑ございませんか。
9番小吉議員	9番。
水口議長	はい、9番小吉君。
9番小吉議員	今、この指定管理についてですね、いろいろ話を伺って感ずることを私なりに発言させていただきたいと思いますが、今、南大隅の佐多岬、或いは雄川の滝、そして錦江町のこの大滝、にしきの里、このラインがですね、非常に今注目されているような気がします。この前、阪急交通社の案内パンフも雄川の滝・佐多岬ルートの観光が載っておったんです。であればですね、この大滝の指定管理については、是非、行政でやるのも良いでしょうけど、できるだけ民間の方にさせていただいて、期間がですね、1年間が無理であれば、それなら4月から9月ぐらいまでで良いんじゃないかというような大きな腹を持ってですね、やっていただきたいと思います。そうでないと、やっぱり私なんかは思うんですけど、やっぱり民間が元気が出らんことには、この錦江町もだめになりますので、やっぱり商業もそういうふうに助けていただきながら1人でも雇用を増やすんだという頭をですね、1回させていただいて、検討していただけたら有難いと思いますので、是非、指定管理の方を、今度はお金の方ですね、若干、今まで、安かったと言うのであれば、そこをなんぼか上げて、指定管理がしやすい方向にですね、是非持って行っていただきたいと思います。これは希望です。よろしくどうぞ。
水口議長	回答は要りますか。
9番小吉議員	町長に。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	先程、右田議員のおっしゃったことも含めて、今、小吉議員からも提案っぽいことは言われましたけれども、それも含めて、今後検討は進めていきたいというふうに考えております。先程、おっしゃりましたとおり、269号線は今後観光ルートの重要な位置付けというふうに考えておりますので、そういう意味では観光客を、入れる為には有効な施設だというふうには考えております。以上です。
水口議長	よろしいですか。
9番小吉議員	はい。
水口議長	他に質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
水口議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
水口議長	討論なしと認めます。これから議案第12号・錦江町神川大滝公園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。 お諮りします。議案第12号については原案のとおり決定することにご異議

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第12号・錦江町神川大滝公園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決、決定されました。

#### 日程第16 議案第13号

水口議長

日程第16、議案第13号・錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。

楠元町長

[木場町長、登壇]

議案第13号・錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険における財政責任主体は都道府県となり、それに伴い地方税法の一部が改正され、さらに平成30年度税制改正の大綱に基づき、国民健康保険法施行令の改正がなされたことにより、国民健康保険税の基礎賦課額に係る賦課限度額が54万円から58万円へ引き上げられ、低所得者に対する均等割及び平等割を軽減する所得基準等の見直しが行われることから、本条例案を提案するものであります。

議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行ないます。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第13号・錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りします。議案第13号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第13号・錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第17 議案第14号

水口議長

日程第17、議案第14号・錦江町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に、本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案、議案第14号・錦江町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険法の一部改正に伴い、組織の名称変更が必要なことから、本条例を提案するものであります。

議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長 これから、質疑を行ないます。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 質疑なしと認めます。これから、討論を行ないます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 討論なしと認めます。これから、議案第14号・錦江町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを、採決いたします。  
お諮りします。議案第14号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 異議なしと認めます。したがって、議案第14号・錦江町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

**日程第18 議案第15号**

水口議長 日程第18、議案第15号・錦江町地域福祉ふれあい広場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長 議案第15号・錦江町地域福祉ふれあい広場条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。  
田代地区にある7つの福祉ふれあい広場のうち麓地区福祉ふれあい広場は、道路拡張により福祉ふれあい事業で建てた休憩所も撤去され、またゲートボール場もなく、現在は利用されていない照明施設が残るのみであります。元来、馬場自治会公民館敷地を利用していたもので、休憩所も撤去され、今後もふれあい広場として復活することは見込めないため、ふれあい広場条例から削除するため、本条例案を提案するものでございます。  
議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長 これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

2番浪瀬議員 2番。

水口議長 はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員 今、提案理由がありましたように、もう狭くなってということですが、現在、利用されていない照明施設は、今後どのようにされる考えですか。

水口議長 はい、木場町長。

木場町長 支所長に答弁させます。

水口議長 はい、支所長。

大寺支所長 今回の施設の照明施設につきましてはですね、使おうと思えば使える状況でありまして、このふれあい広場としての復活は望めないということで、今回の条

例提出でございますけれども、施設の照明器具につきましては、自治会の方に、  
なんですか、自治会の方でお使いになれば、そのまま使っても良いかと、撤去  
をするということであれば、予算も伴うことでございますけれども、撤去をいた  
したいかなあというふうに考えております。

2 番浪瀬議員

はい、2 番。

水口議長

はい、2 番浪瀬君。

2 番浪瀬議員

今、課長が言われました自治会がですね、仮に使うとした場合に、最終的に  
使えなくなった場合にですよ、撤去費用というのは大変な金額じゃないかなあ  
と、自治会で本当にできるのかなあと思うわけですがけれども、使えなくなった  
時には撤去は町の方ですするという考え方で良いんですか。

水口議長

はい、支所長。

大寺支所長

はい、施設自体は町の施設でございますので、やはり撤去をする場合は町の  
方で撤去をするということが望ましいかと思っております。

2 番浪瀬議員

はい、了解です。

水口議長

他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

これで質疑を終わります。これから討論を行いません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第 15 号・錦江町地域福祉ふれあい広  
場条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。議案第 15 号は原案のとおり決定することにご異議ございま  
せんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。議案第 15 号・錦江町地域福祉ふれあい広場条例の一  
部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

#### 日程第 19 議案第 17 号

水口議長

日程第 19、議案第 17 号・錦江町町長等の給与の特例に関する条例を廃止  
する条例についてを、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第 17 号・錦江町町長等の給与の特例に関する条例を廃止する条例につ  
いて、提案理由の説明を申し上げます。

特別職の給料月額等の減額に関する特例措置を廃止したいため、本条例案を  
提案するものでございます。

議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11 番右田議員

11 番。

水口議長 はい、11番右田君。

11番右田議員 この議案第17号が今日の議運のなかで起立採決をしたらどうかというような意見が出まして、最終的には起立採決になると思いますけれども、町長が、この条例に返す76万円という金額、これを年間、期末手当を含めると夏が1.55、冬が1.75、年間3.3パーセントの期末手当ですけれども、76万の15.3パーセントを掛けますと1,162万8千円になります。そのなかで、今まで前町長は30パーセントカットを十分された訳ですけれども、選挙公約のなかでは謳ってありませんけれども、ある程度、財政難、財政難というようなことが言われておりますけれども、その辺の新町長の考え方というのは、この条例案どおりいくのか、カットを少し考えたことがあるのか町長自身の考えを伺います。

水口議長 はい木場町長。

木場町長 はい、町長等の給料のカットの考えはないかということですが、基本的にはカットの考えはございません。現在の県内の市町村長、或いは町村長の報酬等の比較検討もしておりますけれども、本町における特別職の報酬が決して他の市町村長より高い、或いは特別に低い、そういうことでもございませんで、状況をみますと、ほぼ平均的な金額かなあというふうに考えております。少なくとも、現在の条例で決まっている76万円は、それ相当の金額であると判断することから、特段、減額をするという考えは持っておりません。

11番右田議員 はい、11番。

水口議長 はい、11番右田君。

11番右田議員 はい、錦江町特別職職員報酬等審議会条例というのがありますよね。そのなかで、審議会は、報酬審議会の事だと思っておりますけれども、「町長の諮問に応じて審議するものとする」となっております。そして、委員は当該諮問に掛かる審議が終了した時には解任されますけれども、町民のうちから必要の都度、町長が任命するというような委員です。そして、「審議会の庶務は総務課において処理する」となっておりますので、総務課長に伺いますが、前町長とこの76万円との1期分4年間の差額というのが計算されていまして、お示しを願います。

水口議長 はい、総務課長。

新田総務課長 はい、それではまず30パーセント削減をした場合と、そのまましない場合の4年間の差額としては1,475万9千円です。それから、今、右田議員が、報酬審議会の話がされましたが、これはあくまでも、前町長につきましては、ご自分での申し出ということで、76万円という基本額が条例、現在、条例で規定してありますが、これを、基の数字を大きく変更する場合には報酬審議会等の招集も必要かと認識しておりますが、今回は、特例条例にございますように、在任期間におけるそれぞれの首長、特別職に係る減額でございましたので報酬審議会の招集は必要ないと考えております。

11番右田議員 はい、11番。

水口議長 はい、11番右田君。

11番右田議員 町長、三役、町長、副町長、教育長含めて、1期務むれば、功労金ですか、退職金ですか、これがあるわけですが、前町長は1,520万円支払われますよね。そのなかで、この76万円を基本とした1,520万円なのか、カットしたなかでの1,520万なのか、その辺を伺います。

水口議長 はい、木場、木場町長。

木場町長	総務課長に答弁させます。
水口議長	はい、総務課長。
新田総務課長	今、右田議員ご指摘のとおり、退職手当につきましては減額前の報酬額で積算をしておりますので、さっき、今おっしゃった金額については、30パーセントの減額期間中であつたにしても、退職手当は基の76万円を積算根拠としております。以上です。
11番右田議員	はい、了解。
水口議長	他に質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
水口議長	はい、質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
水口議長	討論なしと認めます。これから、議案第17号・錦江町町長等の給与の特例に関する条例を廃止する条例についてを採決いたします。 この採決は、起立採決によって行います。議案第17号は、錦江町町長等の給与の特例に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  [起立する者あり]
水口議長	はい、着席してください。 起立多数でございます。したがって、議案第17号・錦江町町長等の給与の特例に関する条例を廃止する条例については、可決されました。
	<b>日程第20 議案第18号</b>
水口議長	日程第20、議案第18号・指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。  [木場町長、登壇]
木場町長	議案第18号・指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。荒茶加工施設の指定管理者の指定期間が平成30年3月31日をもって満了するため、指定について本案を提案するものでございます。 議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。  [木場町長、降壇]
水口議長	これから、質疑を行ないます。質疑ありませんか。
7番川越議員	7番。
水口議長	はい、7番川越君。
7番川越議員	はい、大根占茶生産組合の代表者名及び員数、面積についてお知らせください。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	産業振興課長に答弁させます。

水口議長 はい、産業振興課長。

舞原産業振興課長 はい、ただ今の質問にお答えします。  
代表者につきましては、平成29年度が福岡弘明さん、まだ総会が終わって  
おりませんので30年度についてはまだ決まってないかと思えます。それから  
会員につきましては平成29年度が12名、平成29年度で廃園をされる方が  
2名、それから平成30年度に新しく入られる方が1名と伺っているところ  
でございます。そして、平成29年度の面積が7町7反、それから平成30年度  
に1名の方が加わると約15町、それと他の、一応、セルプさんとかいろいろ  
な所のお茶を確保されるという話は聞いておりますので、約20町を超える加  
工になるかと思えます。以上でございます。

水口議長 はい、7番川越君。

7番川越議員 はい、前回、指定管理者であります農協さんより、他に新たに、この指定管  
理になられた条件というのが加わったものがありますか。従来のおりの条件  
で指定管理をされるってことですか。

水口議長 はい、振興課長。

舞原産業振興課長 指定管理については、一応、従来のおりでございますけれども、生産者と  
農協さんとの間で、何か結ばれるというのは話は聞いております。人的な問題  
とかそういうものについて、1年目ですぐはできませんので、そこ辺りを農協  
さんがフォローをするという話は聞いております。

7番川越議員 はい。

水口議長 よろしいですか。他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 これで質疑を終わります。これから、討論を行ないます。討論はありません  
か。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 討論なしと認めます。これから、議案第18号・指定管理者の指定につい  
てを、採決いたします。  
お諮りします。議案第18号は、原案のおり決定することに、ご異議ござ  
いせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 異議なしと認めます。したがって、議案第18号・指定管理者の指定につい  
ては、原案のおり可決されました。

**日程第21 議案第19号**

水口議長 日程第21、議案第19号・指定管理者の指定についてを議題といたします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長 議案第19号・指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。  
川原地区福祉ふれあい広場他5か所のふれあい広場の指定管理者の指定期間  
が平成30年3月31日をもって満了するため、再指定について本案を提案す  
るものでございます。

議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行ないます。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから、討論を行ないます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第19号・指定管理者の指定についてを、採決いたします。

お諮りします。議案第19号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第19号・指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

## 日程第22 議案第20号

水口議長

日程第22、議案第20号・権利の放棄についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第20号・権利の放棄について、提案理由の説明を申し上げます。奨学資金貸付金の返還請求権について、消滅時効における10年の時効期間が経過したことにより、裁判手続による執行の方法も利用することができないため、債権を放棄するため、本議案を提案するものでございます。議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行ないます。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから、討論を行ないます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第20号・権利の放棄についてを、採決いたします。

お諮りします。議案第20号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第20号・権利の放棄については、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第16号

日程第24 議案第21号

日程第25 議案第22号

日程第26 議案第23号  
日程第27 議案第24号  
日程第28 議案第25号  
日程第29 議案第26号  
日程第30 議案第27号

水口議長

日程第23、議案第16号・錦江町課等設置条例等の一部を改正する条例について、日程第24、議案第21号・平成30年度錦江町一般会計予算について、日程第25、議案第22号・平成30年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第26、議案第23号・平成30年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算について、日程第27、議案第24号・平成30年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、日程第28、議案第25号・平成30年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、日程第29、議案第26号・平成30年度錦江町簡易水道事業特別会計予算について、日程第30、議案第27号・平成30年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算について、以上の8議案を一括議題とします。

本案について、提案理由を含めて、町長の施政方針について説明を求めます。  
木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

平成30年度錦江町一般会計予算及び6事業特別会計予算を提案するに当たりまして、施政の方針を申し上げ、施政の発展の発展の為、職員一丸となって取り組んでまいりたいと存じます。

国の平成30年度予算（政府案）は、平成29年度当初予算より0.3パーセント増の9兆7,128億円となり、6年連続で過去最大を更新しました。経済・財政再生計画の集中改革期間の最終年度の予算として、これまでの歳出改革の取組を強化しつつ、人づくり改革や生産性革命をはじめ、重要課題に重点化した予算編成となっております。財政健全化の面では、一般歳出、社会保障関係経費の伸びについて、経済・財政計画の目安を達成し、国債発行額を6年連続で縮減しておりますが、歳入の3割超をこう、公債金に頼る状況は変わっており、引き続き厳しい財政状況となっております。

本年2月6日に閣議決定された地方財政計画では、一般財源総額について、社会保障関係経費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上することなどにより、前年度比0.1パーセント増の6兆1,159億円を確保しておりますが、地方税が前年度比0.9パーセント増となっている一方、地方交付税は前年度比2.0パーセントの減となるなど、本町の予算編成に大きな影響を与えるものとなっております。また、政府の経済財政諮問会議が財政運営の方向性を示すために作成する骨太の方針2015で、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、今年度までは、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的にどう、同水準を確保する」と定められております。しかし、2019年度以降は地方財政計画が白紙であるため、2020年度の国の財政再建達成の目標に対して、残る期間の方針を定める骨太の方針2018策定を注視しつつ、本町財政運営を考えていく必要があります。

今年2月9日に鹿児島県が発表した平成30年度予算案は、前年度比0.1パーセント増の8,107億6,200万円で2年ぶりの増額予算となっております。歳入・歳出両面にわたり徹底した行財政改革に取り組み、財源不足をゼロにするとともに、子育て支援と高齢者のいきいき支援を2本柱として重点的に予算が配分されているほか、明治維新150周年関連事業の予算も手厚く盛り込まれております。

このような状況の中、本町の平成30年度予算編成にあたっては、地方交付税の大幅な減額に鑑み、経常経費の抑制、事業の取捨選択、既存事業の積算根拠の明確化や補助金見直し指針による個別シートの作成など、行財政の更なる効率化に取り組むよう指示したところであり、また、錦江町総合戦略の取り組みについて、引き続き全庁を挙げて進めていくよう併せて指示し、希望あふれる未来を子供や孫たちに渡すためのまちづくりを進めて参ります。

平成30年度一般会計予算総額は総合交流センター建設に伴い前年度比9億6,408万9千円の増、71億3,425万5千円となったところであります。

性質別予算の状況は、普通建設事業費が20億1,551万5千円で予算に占める割合は28.3パーセント、人件費12億3,655万2千円で17.3パーセント、公債費9億2,076万1千円で12.9パーセント、扶助費8億9,615万1千円で12.6パーセント、補助費等8億6,068万3千円で12.1パーセント、物件費6億8,845万円で9.6パーセントとなっております。

歳入予算の状況は、自主財源である町税が6億3,822万9千円で予算に占める割合は8.9パーセント、国庫支出金4億7,618万5千円で6.7パーセント、町債17億250万円で23.9パーセント、地方交付税が29億4,546万7千円で41.3パーセントとし、不足する財源につきましては、集中した投資時期の到来のためにこれまで積み立ててきた基金を取り崩して財源に充てました。

なお、税収の確保につきましては、町民の皆様から信頼される公平で公正な税の賦課と納付指導、収納率の向上を、は極めて重要であり、あります。厳しい経済状況の中にあっても、やりくりをして頂きながら、町税を完納して頂く方々の納税意識を大切にし、更なる公正・公平を保つことに、取り組みを強化して参ります。今年度から平成32年度までの継続事業として家屋の全棟調査を実施いたします。

一方、厳しい財政状況下ではありますが、情報通信手段の充実によるIT関連企業、移住者及び町民の皆様々の住環境整備のために、昨年度の田代地区に引き続き今年度は宿原地区への光ファイバーケーブルの敷設や錦江町公共施設等総合管理計画に基づく、保健センター、中央公民館、老人福祉センターの機能を複合的に備えた総合交流センターの建設整備も進めて参ります。また、再生可能エネルギーの導入を促進するため、今回建設する総合交流センターへ太陽光発電を整備すると共に、役場本支所から新電力へ切り替えて参ります。

女性や若者の活躍を推進するため、各種審議会や協議会等への女性委員や若者世代の積極的な登用を進めて参ります。平成30年度は、まず若手女性農業者の情報交換や交流を図る団体を設立し、女性目線での農業施策への反映を進めて参ります。

空き家対策につきましては、空き家バンクへの登録が少ない中ですが、町民の皆さんのご意見をいただきながら、空き家対策特別措置法に基づく「空き家等対策計画」を策定を行い、同法に基づく協議会を設置し、空き家の有効活用を進めて参ります。

地方創生の取組みにつきましては、これまで総合戦略に基づく未来づくりプロジェクトが極めて順調に進んでおり、県や国の注目を集め、全国各地からの視察やマスコミにも多く報道されています。これは錦江町の未来づくりの理念に多くの人々が共感している証であると自負しております。これらの総合戦略や未来づくりプロジェクトは、町で決定し、まち・ひと・『MIRAI』創生協議会で決定されたもので、これは町の総意であり、私たちが望んでいる未来づくりそのものでもあります。今後もこの理念を変えることなく、プロジェクトを力強く推進していく所存でございます。

このような中ではありますが、本年1月の地方創生担当統括監の退任に伴い、若干の体制の変更を行うことといたしました。これまでもプロジェクトの実施にあたっては、役場と事務局が連携して担って参りましたが、行政にも本プロジェクトを所管とする新たな課を設置し、事務局と同じ地域活性化センター神川で政策を実践させることにします。

このことで、これまで以上に官民協働で未来づくりを行う体制が強固となり、町民・行政・関係団体が一体となりさらに加速することができると確信しております。引き続き、三方良しを活動理念として、「土台」、「しごと」、「なかま」、「ひと」、「新しい絆」づくりの各事業を行ってまいります。小児科医による遠隔小児科相談事業や人工知能を活用した過疎地型の教育支援、フランスの農業大学院大学など学術機関との連携強化などを通じて、本町の課題を逆転の発想で「強み」に変えるよう、町外の志のある機関と積極的に連携して、実現していきたいと考えております。

また、ふるさと納税については、条例化や使い道を住民の方々と考えるなど、

国の方針である返礼品に偏向した既存のふるさと納税からの脱却にいち早く着手したところであります。今後は未来想像・創造コンテストに応募された住民の方々からの提案も実現に向けて努力して参ります。

一方、地方を離れ、都市で仕事をされ、錦江町を大切に思ってくださいの方々からの本来のふるさと納税を確保するため、町人会や都市圏の皆さんへ錦江町のまちづくりの取り組みを紹介しながら、トップセールスでふるさと納税の確保に努めて参ります。町の未来をつくるのは、私たち町民の責務です。将来のこの町を担う子どもたちに、きちんとした町を残せるよう町一丸となって取り組んでいきたいと考えております。

農業全般に関しましては、国は「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき農政改革を着実に実行することとし、農業の成長産業化に向けて、担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理等の7項目を重点に取り組み、若者が、夢や希望を持てる、「農林水産新時代」を築いていくこととし、また、県では「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」、「かごしま将来ビジョン」に示された農政の課題や施策を視野に入れた活動を行い、革新的な技術を活用したスマート農業の普及にも取り組み、生産性を向上させ、稼げる農業の実現を目標にすることといたします。

このような中で、本町の基幹産業であります農業につきましても、台地農業がここ数年大きく変化し、焼酎用・でんぷん用甘藷の面積拡大並びに新規作物としてレンコン・里いも、また、土地利用型、園芸作物のブロッコリー等が栽培され、本町の農業を振興する上で、農地の高度利用の観点から重要な作物が定着してきている状況にあります。また、お茶農家には、昨年度に引き続き病害虫の徹底防除を行うため、防除機改造事業を導入し、良質なお茶生産を行うことにより、経営安定・営農指導についても努め、また、輸出に向けての食品安全基準に対応したお茶づくりのため、第三者認証等への取り組み支援を進めるとともに、平成32年度に開催される全国お茶まつりに向け、品評会用の出品茶園整備にも、支援して参ります。加えて、近隣市町や農協と共同で海外輸出に向けた検討委員会の設置などを進めて参ります。また、ばれいしょ選果場を基盤に「なんぐう春ばれいしょ」として販売し農家所得安定を図ります。

農業の基盤を充実させるため、引き続き農産物の販路拡大、販路開拓・拡大、加工について検討し、地域に適した作物の選定・新技術の導入等に努めるとともに、食の安心・安全、付加価値を高め、市場や消費者ニーズに応える特色ある産地づくりにより安定した営農確立を推進し、農業者等が自ら生産・加工・販売に取り組むための6次産業化への取り組みにも支援をして参ります。

さらに、多様な担い手の育成・確保のため、新規就農者及び後継者育成のための支援にも関係機関と連携を図り取り組んで参りたいと考えます。

そのような中で、国の新規就農・経営継承総合支援事業の「農業次世代人材投資事業」を活用しながら、併せて、本年度より町単独により、親元就農にて、農業のノウハウを得ながら規模拡大し独立自営にて農業を行う方に対しても生活支援と、新規就農者に対する生産性の向上等に向けた設備の導入に対する補助制度を引き続き推進して参ります。また、両根占地区の老朽化した既設の、既存の施設を今後も使用していくため「基幹水利施設ストックマネジメント事業」により、補修・補強または一部更新などの保全対策工事の実施も今後も支援して参ります。

畜産につきましては、肉用牛において畜産振興資金や優良牛保留対策事業を活用し、優良産子保留対策に努め更新・増頭の推進を図り、また、「口蹄疫」や「高病原性鳥インフルエンザ」「豚流行性下痢症」等、家畜伝染病の予防対策として、肝属家畜防疫対策協議会と連携し、消毒等の徹底を図ります。また、昨年度は、全国畜産共進会において鹿児島県が日本一となりましたが、今後も平成34年度に鹿児島県で開催される全国和牛能力共進会に向けて、県と連携を図りながら優良繁殖雌牛の導入促進に対して補助を行い、全国に鹿児島錦江町牛の名を広めるため、関係機関と連携をとりながら技術指導に努めて参ります。さらに、ICT技術の実証によるスマート農業の推進を図って参ります。

有害鳥獣による農作物等への被害対策につきましては、関係団体と連携を図り、引き続き狩猟免許取得者へ助成とあわせて、本年度より狩猟者登録時の狩猟税、登録手数料等の補助を行い、狩猟登録者の確保を図り有害鳥獣の捕獲に取り組むとともに、電気柵等を活用し農作物被害防止対策に努めて参ります。

また、昨年度より、設置した、大根占猟友会及び田代猟友会の鳥獣被害対策実施、実施隊員の人数を増やし、鳥獣による農作物等の被害防止に努めて参ります。

林業につきましては、森林・林業再生プラン基本を基本に、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、消費者のニーズに対応できるような森林を育成していくことが重要であると考えています。特に、今後は、森林整備を通じて、通じて地球温暖化防止にも貢献していくことが求められることから、適切な間伐を着実に実施することにより、多様で健全な森林を育成していくことが重要と思われまます。また、成熟期を迎えた森林については無届伐採等の違法伐採をなくし、森林法10条及び15条の伐採届の周知徹底を図り、合法的な計画性のある木材安定供給のための主伐の推進と併せて、県の現状3割の再造林率を平成32年には8割を目標として再造林を推進するとともに公有林についても計画的な伐採を進めて参ります。また、大隅地域が昨年林業成長産業化地域に指定されましたので、川上では、施業集約的な推進・低コスト素材生産の推進・再造林の推進、川中では、原木流通効率化の推進、川下で、木材需要の創出を図って参ります。また、特用林作物としての枝物生産も引き続き推進して参ります。

水産業につきましては、県営事業で実施する魚場整備事業、湾内の漁業資源の増加を図るためヒラメ、マダイの放流、人口海藻、藻場の保全など、地域資源の維持、回復の活動や町内小学生を対象にした「魚の料理教室」等を引き続き支援して参ります。

商工業につきましては、引き続き総合戦略関連の商工業者育成支援事業の小規模事業者向けプリエ、プレミアム商品券の発行により、商店街の活性化に努めて参ります。また、商工業事業資金の利子補給の支援と併せ、商工業者店舗等改修事業を引き続き支援するとともに、商工業、商店街の活性化に向けて商工会と連携を図りながら推進して参ります。さらに、鹿屋市消費者生活センターにおける消費生活相談業務の広域的相談体制により、住民サービスの向上に努めて参ります。

観光につきましては、魅力ある観光地づくり事業や元気おこし事業など補助事業等を活用しながら神川キャンプ場・神川大滝を中心とした七滝の整備や、奥花瀬の魅力を活用した遊歩道等の整備により、新たな観光資源の創設に取り組んでいきます。同時に、携帯端末等による観光情報の発信や収集等を容易にできる環境整備をより一層推進し、国内はもとより、国外からの観光客の誘致をも視野にいれた施設整備を引き続き取り組んで参ります。また、近隣市町村との連携を強化し、広域的な観光推進をせきよく、積極的に展開していきます。

都市部との交流につきましても、昨年度設立した錦江町ファンクラブの活動を基盤に、これまでの鹿児島純心女子短期大学や鹿児島市紫原町内会との御縁を更に発展させるため、観光案内板の新設等に自治体版クラウドファンディングを活用し、行政と錦江町を応援していただける方との観光PR実験に取り組んでいきます。また、コンビニエンスストアや航空会社等の企業との連携も深め、より一層経済効果のある都市部との交流を目指していきます。

超高齢化社会を迎えている我が国において、本町を見ても、今年2月1日現在の住民基本台帳上の町内人口は、7,786人で、65歳以上の高齢者数は3,355人、昨年度より30名の現象ですが、高齢化率は43.31%と増加しており、国の2025年問題より先行している地域となっております。

このような状況下であります。福祉・医療・介護・子育て支援等においてバランスのとれた施策を展開しながら、町民の皆さんが安心して暮らせる町づくりを目指していかねばならないと考えております。国の施策の調査では、国民の60%の以上の方は住みなれた自宅や地域で生き生きと生活したいという願望があり、地域包括ケアと言われておりますように、地域で生き生きと暮らせるように、在宅における医療や介護といったサービス等の対策をさらに盤石にすることが重要な課題となっております。

そのため、平成29年度から認知症対策として取り組んで参りました脳若事業も引き続き各サロン等を中心にして実施していただくところでございます。サロンにつきましては、半数を超える自治会で実施されており、前述の地域包括ケアに取り組む上で欠かせない存在であり、今後も各自治会のサロンが増え

るように努力して参ります。また、民生委員児童委員や在宅福祉アドバイザーの皆さんによる地域における見守りが今後も重要になることから、これらの体制の一層の充実を図り、特に独居高齢者や身体の不自由な方々などの日頃からの見守りやちょっとした声かけなど、周りや地域の方々が率先していただけるよう推進していきたいと考えております。さらに、高齢者の方々の生きがい対策になっている「シルバー人材センター」の更なる充実と、「社会福祉協議会」に対しましては、現在本庁役場内に移転して行政とより緊密な連携をとり一体となった取組を始めているところであり、内容の充実・強化を図ることは大変重要であり、今後の地域包括ケアの推進の最重要課題だと考えているところで

す。  
障害者福祉及び児童福祉につきましては、国や県の法制度に基づいた各種の支援施策を活用しながら、障害のある人もない人も共に社会の中で生活できるよう相手の身になって考え、さらに地域全体で支えあう事に重点を置き、これまで同様に推進して参りたいと考えております。

医療・保健につきましては、鹿屋市に開設された大隅広域夜間急病センターが充実してきておりますし、県のドクターヘリも広域的な取組がなされ、これまで以上に住民の救急医療に対する不安解消に向けて順調に運営されているところであります。さらに、肝属郡医師会立病院の医師招へい確保事業、病院の老朽化に伴う移転・改築問題など、錦江町だけの取り組みでは解決できない問題がありますが、南大隅町や医師会立病院と連携して町民の皆さんにとってより良い方向を探りながら協議し、過疎地における医療の充実に向け、連携して取り組んで参りたいと存じます。また、大隅4市5町保健医療推進協議会では、産科医、産科医師確保と助産師確保の対策を掲げており、今後産科医だけではなく、そのほかの医師確保にも県補助をはじめ、各市町の負担金をもって、対応していくものであります。

健康増進、健康増進事業対策としましては、町民の健康保持や生活習慣の改善、各種ガン検診等の健診受診率向上を図り、あらゆる機会をとらえて予防啓発や早期発見、早期治療を促し、各種疾病の重症化対策を推進したいと考えています。特に、生活すいしん病の予防対策が今後の本町の医療費削減等に結びつく重要なことであると考えております。そのたん、そのためには、特定健診受診率向上にもこれまで同様、力を入れるとともに、生活習慣病の予防対策も重点項目としつつ、町民の健康増進につながる健康教室や運動教室などを継続して開催し、一層の予防対策の推進を図りたいと考えております。

子育て世代の支援策としましては、新生児の誕生時に新生児聴覚スクリーニング事業を平成29年度から実施しており、併せて、紙おむつ・ミルク等と引き換えるすくすくベビー券として商品券を支給し、乳児を安心して育てられる環境づくりを推進してきております。さらに、不妊に悩む夫婦の支援策としての不妊治療に要する費用の一部を助成し、精神的、経済的負担の軽減を図ることも継続していきたいと考えております。また、口腔対策は、認知症予防や心し、しん、疾患への影響も懸念される重要な課題であり、虫歯を作らないことが基本でありますので、乳幼児健診等における「虫歯0」を継続し、これまで同様、受診勧奨を進めるとともに、幼稚園、保育園や家庭等での対応につきましても、教育の一環として歯科指導も継続して行いたいと思っております。

平成23年度から小児用肺炎球菌・ヒブワクチン・子宮頸がん・おたふく・水痘の5種類のワクチン無料接種事業を実施し、さらに平成24年度からは乳幼児医療費助成に加え、中学生までの医療費、医療費助成制度を設け、経済的負担の軽減を図り、次世代を担う若者を、支援策として実施して参りました。平成26年度からは、乳幼児に多いたるウイルスによる胃腸炎感染症対策の予防接種の無料化や、妊婦の歯科健診の検査無料なども実施してきておりますので、今後も継続して実施して参りたいと考えております。

高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種につきましては、平成26年度の10月から国の制度により定期接種となり、65歳以上の方に5歳刻みで実施しているところですので、今後もこれを継続して実施して参りたいと考えます。

環境対策につきましては、家庭からの生活排水による水質汚濁を未然に防止するため、小型合併処理浄化槽の設置促進を図り、生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めて参ります。さらに、長期的な地球温暖化対策の一環として、ゴミの分別収集を実施してゴミの減量化及び衛生自治団体連合会と連携を図りながら、環境美化の強化に取り組んで参りたいと考えております。

道路整備などの公共事業につきましては、地域からの要望も多数寄せられているところですが、財政健全化との整合を図るとともに、緊急性や効率性を考慮しながら、要望に応じて参りたいと考えております。

本町の道路や橋梁につきましては、老朽化による傷みが随所に見られるようになり、まさしく新設改良から維持補修への転換期を迎えたと強く感じているところでもあります。このようなことから道路につきましては路面性状調査等を参考に老朽化した道路の維持補修の継続、橋梁等につきましては長寿命化計画によ、沿って、引き続き取り組んで参ります。また、異常気象による風水害等から生命・財産を守り、安心・安全な生活環境を維持するための排水・治水対策にも引き続き取り組んで参ります。さらに、国・県道の整備や河川の寄り洲除去、海岸地域の高潮対策事業等についても関係機関と連携を図りながら取り組んで参りたいと考えています。また、公共工事の入札参加の透明性、公平性及び事務の効率化を図るうえで、電子入札システムを継続しながら、本年度から予定価格が500万円以上の建設工事については、条件付一般競争入札の導入を実施して参ります。

住宅施策につきましては、平成28年度に策定しました公営住宅等長寿命化計画並びに、住生活基本計画の理念である「人がいきいきと暮らせる魅力あふれる安心な住生活の実現」に基づき、老朽化した住宅の解体や既存住宅の長寿命化に取り組むと共に、木材を活用した移住者及び若者世代向けの町営住宅整備も調査研究して参ります。

自治会運営等に関しましては、過疎・高齢化が一段と進行する中で、ち、地域自治力の連携、強化に自治会長を中心に取り組んでいただいております。自治会統合につきましては、今年度、西大原と東大原の統合が予定されております。今後は、自治会統合に関わらず、地域の困りごとと解決のため、まちづくり町民講座や町民相談員、心配ごと相談員の力をお借りしながら地道に自助、共助の意識の醸成に力を注いでいきたいと考えております。

交通関係につきましては、県内の平成29年事故発生件数は910件と減少となっているものの、本町は2件増加の24件となっており、依然として、高齢者が関係する交通事故が多いようです。事故多発危険個所の点検や、その改善に向けて、県や警察にも要請すると同時に、町民に対しても、夜光反射材の着用や交通ルール遵守の啓発を強化していきたいと思っております。

防災につきましては、昨年度から内容点検をしている防災計画を全面的に改訂するため、国が実施する防災危機管理教育を受講した受講者で災害派遣の任務を経験した「防災対策専門監」を、常勤的非常勤職員として採用する予定としております。加えて、避難所用マットや備蓄保存水の確保、自主防災組織の活動強化、防災行政無線の難聴地域解消も引き続き行っていきたいと思っております。また、消防につきましては、地下式消火栓から地上式消火栓への改修を年次的に進めると共に、積載車の購入など消防施設整備に努めて参ります。年々消防団員が減少してきておりますが、一昨年、消防活動経験者などからなる消防団協力隊を設置し消防団員の後方支援をお願いしており、本年2月1日現在で55人の隊員へ増加してきておりますので、今後も団員確保はもちろんのこと、消防団協力隊員の確保についても、各分団と協力して進めて参ります。

教育におきましては、本町の教育行政の基本目標である「あしたをひらく心豊かな人づくり」を推進するため、学校教育と社会教育がそれぞれの役割を十分発揮し、情報交換や人的・物的・文化的交流等を積極的に行い、教育行政を力強く進めて参ります。まず、学校教育につきましては、学校・家庭・地域社会、関係機関の連携のもと、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むとともに、基礎的・基本的な知識や技能と思考力・判断力・表現力及び体力を培って参ります。

新しい「学習指導要領」が平成32年度に小学校、平成33年度に中学校で全面実施されることから、その内容に円滑に移行するための準備を進めるとともに、小学校における外国語教育の充実を図るため、主に3・4年生に学級担任とティーム・ティーチングを中心とした指導を行うための外国語教育活動協力員を配置し、コミュニケーション能力や聞く・話す能力の向上に努めます。また、タブレットを利用した学習ソフトを全小学校に導入し、児童の学力向上を図ります。

支援を要する子どもたちのために「特別教育支援員」、複式学級のある学校には「複式学級を支援するための支援員」を引き続き配置し、小規模・複式学

級の指導法の充実を図って参ります。また、各学校の「特色ある学校づくり」を更に推進します。

いじめや不登校など児童生徒等の心の相談につきましては、引き続きスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒及び保護者並びに教職員の心の問題等の解消に向けた支援を行って参ります。

教育環境につきましては、児童生徒が安心して意欲的に学べる質の高い環境を整えるため、校舎及び屋内運動場等の非構造部材耐震等工事を進めるとともに、普通教室への空調設備の設置に向けた準備を行います。また、保護者の教育費負担の軽減を図るため、就学援助費の新入学用品費について、今年度から小学校においても入学前に支給します。

学校給食につきましては、学校給食費補助金を活用し、地元食材をより多く活用しながら食育を推進し、安心して安全、安心して安全な給食の提供に努めます。

次に、生涯学習につきましては、誰もがいつでも学べる機会の充実を図り、学校や地域とともに健やかで心豊かに活動することができるよう進めて参ります。

公民館活動につきましては、公民館主催事業の充実を図るとともに、学習成果を発表する場を設け、地域での交流や世代を超えたつながり、町民の自主的な学びや活動を支援します。また、町民の幅広い交流を促進し、町民の教養の向上や文化の振興、健康の保持増進を図るとともに、災害等の非常時においては、災害活動の拠点施設となる複合施設「錦江町総合交流センター」の建築工事に着手し、学習環境及び健康増進並びに安心して安全なまちづくりの整備を図ります。

史跡や文化財につきましては、町民が様々な機会をとらえ、歴史に触れ、親しみ、理解を深められるよう保存整備を図り、多くの町民に公開することにより、史跡や文化財を活用したまちづくりを推進します。また、今年度は明治維新から150年の節目に、の年になります。本町におきましてもこれを記念した事業に取り組んで参ります。

青少年教育につきましては、錦江町の将来を担う人材の育成として極めて重要な取り組みであります。学校教育と連携しながら学校教育では体験できない学習や様々な体験活動をとらえ、通じて、将来の職業選択のきっかけづくりを図って参ります。また、異年齢集団活動による社会性並びに相互扶助の精神の醸成等貴重な機会としてトワイライト事業に取り組み、今後も青少年の健全育成に有意義な事業になるようにして参ります。

社会体育につきましては、平成29年度から準備を始めましたコミュニティスポーツクラブの平成31年度設立と運用開始を目指して、本年度は最終の詰めを行って参ります。また、2年後に迫ったかごしま国体につきましては、関係市町並びに関係機関と連携を図りながら、平成31年度のプレ大会及び平成32年度の本大会に向けた取り組みを進め、町全体の気運も高めて参ります。

国民健康保険事業につきましては、国の制度改革により平成30年度から都道府県が町と一緒に国保の運営を担うことになり、県内の統一的な運営方針を示すと共に、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保を行うなど、財政運営の責任主体として中心的な役割を担い、国保制度の安定化を図ることになります。市町村が担う事務自体は、これまでと大きな変化はありませんが、今後も医療費抑制の取り組みを進めて参りたいとおも、思います。

平成30年度からさらに特定健診や特定保健指導の受診率向上に努めるため、特定健診と腹部エコー検診を複合させて、ミニドック検診として実施して参ります。更に、元気度アップ・ポイント事業を活用しながら受診率アップして参ります。

平成29年度から特に保険者努力支援制度による糖尿病重症化予防に取り組み、人工透析の未然防止に取り組むことを重点として参りましたが、今後も継続して取り組んで参ります。また、医療費分析を活用した保健事業の展開をしながら、後発医薬品、ジェネリック医薬品の利用促進を積極的に推進しているところです。

財政運営の主体は鹿児島県になり、町は国保連合会を通じて支払う保険給付費は、県から全額納付金として受け入れ、国民健康保険税等から事業納付金として県へ納めなければなりません。しかしながら、国保の財政基盤は脆弱であり、財源不足は否めず、一般会計からの法定外繰り入れを余儀なくされております。

今後も、鹿児島県とともに保険者として財政健全化を図りながら、医療費の適正化や収納率の向上に努めていきたいと考えております。

後期高齢者医療事業につきましては、保険者としての財政健全化を図っていかねばならないと思っております。

保険料につきましては、特別徴収による年金からの徴収が主体となっており、保険料につきましても2年に1回保険料の改定となっております。この保険における医療費も年々上昇しておりますので、これまで同様本年度も、健康保持増進のための長寿けん、長寿健診受診率の向上と併せて脳ドック等の普及啓発にも努めて参りたいと思っております。

介護保険事業及び介護サービス事業につきましては、平成29年度から総合事業を開始しました。

町民の方々が負担する3ヶ年1期ごとの介護保険料につきましては増加傾向にあります。このような中、介護が必要な方へのサービスは多種多様ではありますが、まず一般介護予防事業の施策として、運動機能向上・口腔機能向上・栄養改善教室等を積極的に展開しており、今後も重症化しない対策を継続して図って参りたいと考えております。特に、高齢者の運動教室への参加誘導や、住民の生活実態把握のために包括支援センターの職員による訪問に力を入れており、家庭環境を確認し、対応しております。

平成29年度で要支援1・2の総合事業が完全に移行しましたので、少しでも多くの高齢者が、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるような取組を進めたいと考えております。

元気度アップ・ポイント事業等を利用した自治会ごとのサロンは44ヶ所と増加しており、自治会、地域で高齢者を支えるという観点から、サロンの立ち上げにも力を注いで参りました。自治会長さんをはじめ、民生委員や地域の核となる方々のご協力を頂きながら、順調にサロンの数も増えてきております。このサロン活動の更なる拡大、推進によって、高齢者の集いの場の充実を図るため、引きこもりの解消や体力・筋力の維持をめざし、ころばん体操を各サロンへ普及して参りました。今後も継続して進めたいと考えております。また、認知症対策として平成29年度前半は各サロンへアイパッドを利用した脳若事業をデモンストレーションとして実施して参りました。現在3ヶ所のサロンで定期的実施しておりますが、対応できる人材の養成を急がなければならぬところでございます。さらに、認知症初期集中支援チームとして、医師、臨床心理士、保健師、社会福祉士、ケアマネなど多職種が連携したチームで認知症が疑われる方々に対応しているところでございます。認知症サポーター養成は、教育委員会、学校、各種団体等への研修を実施し、認知症に対するにんち、認識を高め、見守り等を通じた体制強化を図ることが、教育の一環にもつながっていくものと考えております。

今後、ますます増加すると見込まれる認知症の方を支えるため、脳若事業を展開しつつ、地域の自助、共助を主体とした地域で見守れる体制づくりを展開し、支援たいせつ、支援体制の充実を図って参りたいと考えております。

簡易水道事業につきましては、町民の皆さんへ安全・安心な飲料水を供給するために、施設等の維持管理を適切に行い、あらゆる事態に迅速に対応できるよう取り組んで参ります。また、簡易水道区域以外での水道施設の更新のため、補助率の見直しを行い、安定的な飲料水確保に努めて参ります。

農業集落排水事業につきましては、年間の加入戸数は、新築住宅等で僅かながら増加している一方、高齢者の転居等による減少もあり、ほぼ横ばいの状態が続いております。

今後も、公共用水域、水質保全に努めるとともに、住民の快適な生活を支えるため、適切な維持管理や効率的な改築更新に努め、努めて参ります。

平成29年度に「機能診断調査業務」を、平成30年度には「最適整備構想業務」を実施し、最適な処理方法を検討して参ります。これにより、農業集落排水事業の持続性を確保し、将来に渡ってその機能を発揮できるよう取り組んで参ります。

以上、町政運営に対する私の基本的な考え方を申し上げました。依然として厳しい財政状況下ではありますが、職員とともに本町の発展、地域の活性化に努めて参りたいと考えております。

町民の皆さん並びに議員の皆さんのご支援、ご協力をお願い申し上げます。施政方針とさせていただきます。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第16号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号の8議案については、議長を除く、全議員で構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。ご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第16号・錦江町課等設置条例の一部を改正する条例について、議案第21号・平成20年度錦江町一般会計予算について、議案第22号・平成30年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第23号・平成30年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算について、議案第24号・平成30年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）の特別会計予算について、議案第25号・平成30年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、議案第26号・平成30年度錦江町簡易水道事業特別会計予算について、議案第27号・平成30年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算について、の8議案については、議長を除く、全議員で構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定いたしました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

次の本会議は、20日の予定でありますので、申し添えておきます。

**散 会 午後00時47分**